



広報

川越

— No. 307 —

3月25日

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)23-1450(代)

■発行人 川越市長 加藤 瀧二

■編集 企画部企画課



川越市の人口増は、年間約1万人。これに伴って、学校建設をはじめとする教育施設の整備拡充が市行政の急務となっています。

本年度は、市内で初の防音校舎として霞ヶ関小および霞ヶ関中学校が完成したのをはじめ、大東西小の防音校舎の建設着手のほか、小中学校6校の増改築が行なわれました。

そして新年度も、新設校を含み多数の小中学校が増改築される計画です。〔写真は大東西小学校〕

地域の都市計画

大都市と(川越市を含む)その周辺は知事が決定

今まで四回にわたって、用途地域の性格を目的や制限の内容について紹介しましたが、今回で終了します。そこで、用途地域がどのように決められるのかを、お知らせします。

用途地域案の作成に公聴会や説明会

用途地域の都市計画が決められるに、市町村が決めるときは、市町村の審議会などを経て、知事が決定する。市町村が決めるときは、市町村の審議会などを経て、知事が決定する。

新しい用途地域 (最終回)

事が決めるのは、大都市とその周辺の地域(川越市はこの区域に含まれます)や県庁所在地などを含む都市計画区域など、そのほかの都市計画区域については市町村が決めることとなります。都市計画を決める場合と市町村が決める場合とは、多少の違いがありますが、どちらの場合でも、全体的な案を作成する段階で、必要に応じ公聴会や説明会を開催し、住民の意見が十分に反映できるようにしています。また、都市計画として決定する前にも、その案を二週間のあいだ一般に縦覧を行います。

用途地域の通常の決定手続



以上のような過程を経て都市計画は決定されるわけですが、その基本となる都市計画の原案は、県知事または市町村で作成されます。

用途地域の区分は合理的に

県知事または市町村が用途地域の都市計画を決めるときは、土地利用の現況や動向を調査したうえで将来の人口や産業を収容するのに必要な住宅地、商業地、工業地などの規模や配置を、地形・交通条件からみて適切なものとなるよう計画を立案します。

このようにして用途地域の都市計画が決まると、県知事または市町村は条例で定める方法によって、告示を行ないます。そしてその告示の日から効力が発生し、土地利用の規制が始まります。効力が発生します(都市計画区域内に建築物を建てようとする場合は、各種の制限が行なわれますのでそれに反する建築物は、建築の確率が受けられないこととなります。たとえば、営業用の倉庫とか大きな車庫は住居地域や第一種住居専用地域には、建築することができなくなります。また公害発生のおそれがある工場とか、大容量の危険物の貯蔵庫があるいは処理をする施設は、工業地域か工業専用地域にのみ建てることができず、しかし、建築物が用途地域の制限に反する場合でも、その地区の環境や利便を害するおそれがないものや公益上やむをえないものであるときは、周辺の住民を利害関係人に公開の公聴会を行ない建築審査会の同意を得たときは、特別に許可を受けることができます。なお既存の建築物が、この用途地域の決定によって、制限に反するものになったときは、建い率や容積率の限度内であるかぎり、既存の建築物の二倍まで増改築をすることができず、また場合によっては、用途地域で定められた建い率、容積率を越えて建築することが許可されることもあります。

県の公害防止条例が一部改正

ことしの一月から県の公害防止条例の一部改正になりました。おもな改正点は次のとおりです。地下水の採水が許可制に工業用水指定地域内および建築用水指定地域内の地下水の採取は、許可が必要となりました。(川越市は今回の指定地域からは除外されています)指定施設 指定作業の公害種類別統一と指定施設が拡大(従来は製造業ごとに施設が指定されていたが、改正で公害の種類別に施設が指定されました。そのおもな施設は次のとおりです。▽騒音に係る施設(合成樹脂用の粉砕機、ペレットサイ、ダイカスト機、冷却塔(原動機の定格出力が〇・七五キロワット以上のもの)▽振動に係る施設(オシレイテイングコンベア)▽大気汚染に係る施設(鉱物(コークスを含む)または土石の堆積場(面積が五百平方メートル以上のもの)ベルトコンベア(鉱物、土石、セメントの用に供するもの)▽騒音に係る指定作業または事業(電気のみぎり、電気がんをばらばら使用し木材の切削を行なう作業、建築工事の現場を行なう作業は除きます)▽臭気および汚れに係る指定作業または事業(牛を飼育する事業などが該当します)以上該当する事業場などでは届出が必要になりました。くわしいことは市役所公害課(☎三二一四五〇内線二一七)へお尋ねください。

規定量以上の危険物

取扱いには許可が必要

消防署では、みなさんのご協力を得て、毎年一回家庭の防火診断を実施していますが、最近では生活様式の多様化に伴って燈油やプロパンなどの石油類が家庭内で多く使われています。これらの危険物は燃え広がるのがたいへん早いので、一度火災が発生すると大事故を招いてしまいます。

取扱いをする場合には許可を受けることになっています。消防法で定める許可を必要とする危険物の規定量の一例をあげてみますと、上の表のとおりです。



許可を必要とする規定量の一例

危険物の種類	消防法で定める規定量
ガソリン	100ℓ以上
燈油・軽油	500ℓ
重油	2,000ℓ
ギヤー油類	3,000ℓ

*なお、ドラム缶は1本200ℓです。

量が少ない場合も消防長に届出を

消防法で定める危険物の量以下の場合でも、次の表に該当する量の危険物を貯蔵したり取扱う場合には、

火災予防条例に基づいて消防長あてに届出をすることになります。

この場合も周囲のあき地や不燃性の貯蔵庫の確保、消火器、標識等を設置することが必要です。

これ以外

の少ない危険物の場合であっても貯蔵や取扱いは十分注意し、事故を起こさないようにしたいものです。

届出を必要とする規定量の一例

危険物の種類	条例で定める規定量
ガソリン	20ℓ以上 100ℓ未満
燈油・軽油	100ℓ 500ℓ
重油	400ℓ 2,000ℓ
ギヤー油類	600ℓ 3,000ℓ

確定申告の誤りは早めに訂正手続を

昭和46年分の所得の確定申告は、3月15日で受付を終りました。確定申告書を提出したあとで、もし間違いがあった場合には「修正申告」や「更正の請求」手続を行なうことによって、税額を正しいものに訂正することができます。また、確定申告を忘れていたという場合には「期限後申告」をすることもできます。

税額を多く計算したとき

確定申告をしたあとで、所得や税額の計算が間違っていて、税金を納め過ぎたと気づいたときは、正しい税額におおすための「更正の請求」をすることができます。税務署では、この更正の請求があったときにはその内容を調査し、請求が正しいときには納め過ぎた税金をお返しすることになっています。

なお、更正の請求ができる期間は、申告期限の3月15日から1年以内です。

税額を少なく計算したとき

確定申告をしたあとで、所得や税額が間違っていて納めた税金が少なかったと気づいたときには、それを正しいものにするための「修正申告」をすることができます。この修正申告は、税務署から更正があるまではいつでも申告をすることができますが、なるべく早く修正をした方が有利です。つまり、税務署の調査を受けたあとで修正申告をした場合には、過少申告加算税がかかるからです。ですから自分で間違いを発見し、調査を受ける前に自発的に修正申告をしたときには過少申告加算税はかかりません。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならぬ人が申告を忘れていたときには、「期限後申告」をすることができます。この申告は、税務署から決定の通知があるまではいつでもできますが、なるべく早く申告をするのが有利です。期限後申告をしないで税務署から決定の通知を受けると、税額の10%の無申告加算税がかかりますが、自発的に申告をすると5%ですみます。

危険物取扱者免状の取得試験と準備講習会

危険物取扱者免状の取得試験および試験準備講習会が、次の要領で行なわれます。

▼取得試験

試験日 五月二十八日(日)

試験会場 川越市五会場(川越市五会場(川越市井、東洋大学工学部の予定)内)

願書の受付と場所 五月十一日(日)の一日限り川越市消防本部で資格(六ヵ月以上危険物取扱者の実務経験(証明)を有する方)

▼試験準備講習会

期日 四月十三日(木)、十四日(金)二日間

会場 川越市市民会館

昨年六月一日付で消防法の改正が行なわれました。このため従来の「危険物取扱者免状」が「危険物取扱者免状」と名称がかわり、内容も免状の種類にわたって、危険物の取扱いは無資格者が取扱う際の立合ができることになりました。(ただし、丙種は立合できません)

※わからないことは、川越市消防本部(☎三二〇七四四)へお尋ねください。

昨年四月から紹介してきました文化財シリーズは前回をもって終了させていただきました。

スクール・ゾーンを設定

4月6日から春の交通安全運動

春の交通安全運動は、四月六日から十五日までの十日間、全国一斉に展開されます。今回の運動は、新入学・入園の時期であること、最近の子どもの事故が増加していること、そして、その事故が、小学校などを中心とした地域に多いことなどから、子どもの事故防止に重点を置いて行なわれます。

今回の運動の特徴としては、新たに「スクールゾーン」という区域が設けられたことです。

これは、小学校の付近で起きる子どもの交通事故が多いということから、小学校を中心として、およそ五百メートルの範囲を「スクールゾーン」に指定し、この区域内での交通規制の強化をはじめ、安全施設の整備、交通安全の総点検など地域活動の積極化をはかり、総合的な交通環境づくりと、地域ぐるみの交通安全活動の推進

市と川越市交通安全推進協議会でも、この運動の趣旨にそって、より効果的に交通安全運動を進めるために、次の項目を重点指標として取り組んでいきますので、市民のみならずのご協力を願います。

交通環境の整備

市内の学童通学路のうち、交通量も多く、危険と思われる箇所を抽出し、交通安全施設の設置、交通規制を強化するなどして、交通環境の整備をはかる。

スクールゾーンの範囲は、学校を中心として五百メートル四方を目安としていますが、学区等の関係もあり、必要に応じて範囲を拡大し、とくに前述の道路の区域もスクールゾーンとして、重点的に実施します。

この取り組み方としては、道路管理者と公安委員会がそれぞれの立場で、「スクールゾーン」内に対して当面次のような対策を行ないます。

▽道路管理者
道路標示：「文アリ↑」「止マレ」
標識：「通学路」「学校保育園・幼稚園」
看板：「注意 学童通学路」
などを設置して一般に呼びかけます。

▽公安委員会
交通規制：大型車両の通行禁止

交通安全教育

新入学児童および保護者に対しての交通安全教育は、それぞれの機関および関係者で、すでに実施しておりますが、本年は子どもとならんで、もっとも事故の多いおとしよりを対象として、市と警察が協力し、老人会館で

止をはじめ、一方通行、速度制限、駐車禁止、一時停止などの規制箇所をふやし交通安全の防止に努めます。

国保は使えません

国民健康保険に加入している方が、会社や工場などに就職しますと、原則としてその日から会社、工場などで扱う健康保険の被保険者となります。

国民健康保険と健康保険とは二重に加入することができませんがもし二重に加入した場合は、健康保険の資格が優先することになります。したがって、この場合には市の健康保険は絶対に使わないうでください。

ですから会社や工場などに就職した場合は、できるだけ早く健康保険の発行手続きを会社の係の方に依頼し、健康保険の交付を受けてください。(健康保険証は、加入手続き後一週間程度で交付されるものとします)そして、市の健康保険証と会社の健康保険証を併用して

街頭活動

春の交通安全運動の一環として関係機関の協力を得て、次のような街頭活動を実施します。

▽立哨指導 四月八日、十日、十七日、二十九日、四月三日、四日

▽道路不法占用物件の排除 四月七日、十三日

▽立てすて看板の撤去 四月十日

▽学童通学路の総点検 三月二十七日、二十九日、四月三日、四日

会社 工場 などに就職したら

現在使用しています国民健康保険被保険者証は、検認をしませんと四月一日からはお医者に行っても、使えなくなってしまう。まだ検認がお済みになっていない方は、被保険者証をお持ちになって市役所保険年金課か所轄の出張所で検認を受けてください。

おすすめですか 保険証の検認

現在使用しています国民健康保険被保険者証は、検認をしませんと四月一日からはお医者に行っても、使えなくなってしまう。まだ検認がお済みになっていない方は、被保険者証をお持ちになって市役所保険年金課か所轄の出張所で検認を受けてください。

“横断歩道あり注意”



菱型の標示おめみえ

三月中旬ごろから、道路に大きな菱型の標示が付けられたのを、ご覧になったと思います。

なんのしるしだろう？不審に思った方もありますが、これは、昨年の十二月に行なわれた道路交通法の一部改正にもとづいて実施されたもので、「前方に横断歩道あり注意」の標示です。

菱型の標示は、横断歩道の五十メートル手前と三十メートル手前の二カ所ありますから、ドライバーの方は、これを見たら必ず徐行し、横断歩道の手前で停車できる体勢をとってください。

横で二〇八三・七九平方キロ、埼玉県全面積の約三分の一の地域でノーカーデーが行なわれますから大きな効果が期待されます。

ノーカーデーは毎月第三日曜日に実施しますが、この日は「家庭の日」でもありますので、各家庭では、一家談らん楽しい一日を過ごしていただくとともに、自動車も車庫でゆっくり休ませるようにしてはいかがでしょうか。一石二鳥の効果が生まれると思います。

市民のみならず、ぜひこの運動の趣旨を、ご理解いただき、ノーカーデーにご協力ください。

四月のノーカーデーは、十六日です。

第二日曜日はノーカーデー

四月から県西部で一斉に実施

昨年十月、八王子市ではじめられた「ノーカーデー」運動は、各地で反響を呼び、全国的に広まろうとしていきます。

この運動の趣旨は、不要不急の自動車の運転を自粛し、交通事故の防止と排気ガスによる公害問題さらには車を中心とした、日常生活のあり方を考えなおしていただき安全でよりよい交通環境を市民全体でつくりだそうとするものです。

しかし実際問題として、この運動を二つの市町村が実施しても、他の市町村から流入する自動車に自粛を呼びかけることは困難です。

そこで、川越市では、県西の六市(川越、所沢、飯能、東松山、狭山、入間)を中心に、入間・比企郡下の市町村と秩父郡の東秩父村を含む六市十二町八村、計二十五市町村と協賛のもとに、本年の四月から、この運動を実施することになりました。

愛車は埼玉ナンバーで

快適な道路づくりに協力を

市内にお住まいのオーナー！
ドライバーのみならず、あなたの愛車は埼玉ナンバーでしょうか。もし、他県のナンバーをつけて玉の快適な道路づくりに役立つ源が豊かになります。

みなさんが納めた自動車税は県の一般財源に、また自動車取得税は三〇〇円が県に、残りの七〇〇円が市町村に配分され、県道や市町村道の道路財源となり、埼玉県が豊かになります。

玉の快適な道路づくりに役立つ源が豊かになります。

玉の快適な道路づくりに役立つ源が豊かになります。

運転免許 試験制度が改正

道路交通法の改正により、きたる四月一日から運転免許制度の一部が、つぎのように改正になります。

学科試験制度の改正

学科試験が一本化

従来の学科試験は、法令試験と構造試験の二本立てになっていましたが、きたる四月一日からはその区分がなくなり、学科試験として一本化されます。

学科試験の問題は、昭和四十七年二月十九日付官報で告示された「交通の方法に関する教則」の中から受けよとする免許の種類に応じた自動車の運転に必要な知識を理解しているかどうかについて出題されます。

なお、出題数・試験時間・合格基準などは下の表のとおりです。

試験区分	出題数	試験時間	合格基準
第二種クラス	100	50分	95%以上
四輪クラス	100	50	90
二輪クラス	100	50	90
特付	50	30	90
原付	50	30	90
仮免	50	30	90

試験免除規定の改正

構造試験免除規定の廃止

学科試験が一本化されることにより、構造試験がなくなるので、整備士の資格を有する者または高等学校以上で機械科卒業者でも構造試験の免除はなくなります。

二輪免許所持者が、他の免許を受ける場合の法令試験免除の廃止

従来、二輪免許を持っている者が、第一種その他の免許(原付、小特を除く)を受ける場合は、法令試験を免除されましたが、二輪免許については、別個の学科試験となりますので、免除されなくなりました。

外国免許所持者に対する試験免除の制限

従来は、外国免許所持者に対しては、法令・構造および技能試験を免除して、わが国の免許を与えていましたが、最近、観光の目的で渡航した者が、短期間で不正に免許を取得して、外国の免許証を持ちかえる例が多くなったので、外国の免許を受け、その国で三ヶ月以上の運転経験(滞在期間)がなければ、わが国の免許試験を免除しないことになりました。

「うっかり失効」の試験免除の緩和

病気、その他の理由がなく、うっかりして免許の更新を忘れていたいわゆる「うっかり失効」した者には、従来、三月以内の限り、技能試験のみを免除していましたが、四月一日からは「うっかり失効」した者については、三月以内の限り、学科試験・技能試験ともに免除されることになりました。

なお、病気その他の理由により失効した者については、従来どおりその事由が止んでから一カ月以内であれば学科試験、技能試験を免除されます。

学科試験合格者の免除の緩和

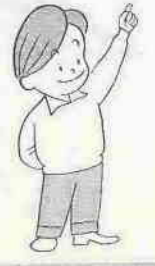
学科試験合格の日から六カ月以内は何回でも免除されます。

※運転免許試験について詳しくは川越警察署(☎四二一〇二〇〇)へお問い合わせください。

投票はあなたがする政治です

つね日ごろ、政治にもっと関心を!

◇県知事の選挙は、6月か7月始めに行なわれる予定です。



みんなそろって交通災害共済に加入しましょう



- 3月1日から加入申し込みを受け付けています。すでにいない方は至急お申し込みください。
- 会費……… 一般… 320円(年額) 中学生以下… 200円()
- 申し込みは、市役所市民課・交通対策課および各出張所の窓口で。

ぼくら の作文

私の家では、カナリア、文鳥、セキセイインコを飼っている。

その中でも、手のリインコのピビは、私の家のペットとして一番かわいられています。ピビが来たのは、こんな日のことでした。家の別の小鳥が一匹にけつしてしまつて私は、学校へ行つてもそのことが、わすれられないでほんやりしている日が続きました。



飛んで来た小鳥「ピビ」

川越小四年 葩島結華

ピビが飛んで来たのです。もちろん私は、むちゅうになつてピビをつかまえました。羽根をバタバタさせて、やつとかの中に入れてるとピビは目を丸くして、水つぼの中

ギイギイ鳴きます。また、相手の首を口ばしでかいて上る時も、あきらまらずにやっています。首を横にかしげて目をこぼしてしまいます。

「いい気持ちよ。ありがたうね」といつているようです。こんなふうには二匹は、とつても仲よしです。そんな時、手のリプンチョウのキウウちゃんは、やさしさをやいて首を長くし「ピビとピビは、いいなあ、いっしょにあそんでいて」といつているようにうらやましそうにしています。

ピビは、にげた小鳥のかわりなの。あまたれで、あたたかいたころへつれていくと、気持ちよさをかいてあげると、首を横にかしげて目をこぼしてしまいます。

ピビは、とつてもかわいくて、まるで私の妹のようです。

写真ニュース

みなさんのまわりで明るい話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。



光の家へ送られる善意のオムツ

一善意のオムツ 2万枚も一

「善意のオムツ持ちより運動」で、市民のみなさんから、市の社会福祉協議会へ2万枚をこえるオムツが、寄せられました。みなさんの暖かい善意に深く感謝いたします。これらのオムツは、さっそく、日高町にある「清雅園」や毛呂山町にある「光の家」などへ送られました。



自主性育つように こども会発表会

福原小学校区のこども会では、このほど、第1回こども会発表会を開きました。こどもたちの自主性を養おうと、受付や会の進行、幕引きなど、すべてこどもたちが担当。この日のために練習した、劇や歌などを発表しました。



就職生徒を激励

川越地区職業指導協議会の主催で昭和46年度の就職生徒の壮行激励会が行なわれました。川越、入間などの200余名の生徒が招かれ先輩のおはなしや、はげましのことは、アクションなどで、社会へ巣立つ門出が祝福されました。



盲人の横断に 点字ブロックを設置

このほど、本川越駅前など、市内4ヵ所の横断歩道に写真のような点字ブロックが設置されました。これは目の不自由な方の横断にと県が試験的に設置したものです。

私のふるさと



私たちの郷里は、茨城県の鹿島町です。利根川をさかのぼると霞ヶ浦および北浦があります。

今からおよそ十年前、県知事岩上二郎が鹿島に臨海工業地帯の計画を画し、現在ではその計画も実現し、鹿島港という巨大な港を建設しました。

港内の広さは横浜港の一・六倍、中央港路の深さはニューヨーク港、ロンドン港に続く世界第三位の深さをもちつ港です。工場なども日増しにふえ、大企業の進出も目立っています。

こどもたちの健康願う

鹿島の祭頭祭

均久 木沢典 茂宮 均久 鹿島祭は、鹿島の祭りです。祭頭祭には、こどもが健康で大きく育つようにとおとなたちがこどもたちに祭るためだぞうです。そしてこどもたちが一人前に一人立ちできるまで、病氣一つしないようにおとなたちが誠意をもって祭つてあげるのだぞうです。

行方郡湖来ではあやめ祭りが有名です。年回にあやめのきれいに咲きみだれる五月一日から三日頃に行なわれます。またこどもが健康で大きく育つようにとおとなたちがこどもたちに祭るためだぞうです。そしてこどもたちが一人前に一人立ちできるまで、病氣一つしないようにおとなたちが誠意をもって祭つてあげるのだぞうです。

私の提言

大気汚染の観測を始めた

光化学スモッグこの言葉にもすっかり馴んで、三年目を迎えるようになってきました。この新型スモッグの主因は自動車の排気ガスであるといわれています。一般にはわが国では年々自動車の数が増え、それにつれて事故と公害が伸びて行くといわれています。わが郷土川越も多岐にもれないうえ、新しい自動車道路が川越をがらんにがらんにしている状態です。

私が旭町三丁目を構えてから三年に成ります。最初の春は、一日中うぐいすが鳴き、また夏には朝早く起きるとカッコウが鳴いていました。この時ほど感動したことはありません。しかし昨暮東下初の高速道路ができて以来夜中

に目を覚ますと自動車の音の絶え間がありません。これでは今年もウグイスもカッコウも聞けないでしょう。また一つ川越の自然が失われ、環境が破壊されます。そしてこれに代わる恐ろしいもの：公害光化学スモッグが出るかもしれせん。昨年は遂に所沢まで汚染されました。いや川越でも昨夏久保町の丁字路のところで目がチカチカしました。これは光化学スモッグ特有の現象です。今年ももっとひどくなるかもしれません。これはぬ先の杖、ひどくならないうちから大気汚染度の観測を始め、その結果を発表し、もし光化学スモッグが発生したならば何らかの手を打つて（たとえば、市報で光化学スモッグについてアップルする。公害電光掲示板の設置、吹き流し、広報車の出動等）市民の健康を守る努力を公害課などで示して欲しいものです。

川越市旭町三丁目一三 岸野貞孝

句会

だより

市併連初句会

町抜けて知る早春の水の音 ひで子 虎落笛さらに小さく顔つむ 静山 山のうすきみどりに梅開く 玲子 裸木が枝張つてみて富士見ゆる 菊代 冬すみれ明るき方へ花揃ふ 伊佐緒 探梅の焚火に焦す杖の光 素山 下前や色系かたき餅買ふ 松野

曇り日も陽のいろをして沈下花 美代志 春の星田へばらばらと落ちしかな しずえ 金綱の錆きつており露の音 安子 竹林の重たさに降る春の雪 三清 舞ふ前の神楽師も寄る野の焚火 ゆり香 春泥を来し講中の靴からぶ 水榭 沈下川のふかさへ銀鍬治の火 錠子 雪降りて隣りの家を遠くせり りむ 恋猫の声して闇の深きかな すみ子 節分の豆を鬼面つけて売る 静子 暖冬の月の下ゆく霧かな 逃水子 電柱より冬木の昏ること早し 政子 雨降りの夜はすぐる白き梅 静江

三人目のお子さんから

児童手当

月額三千円を支給

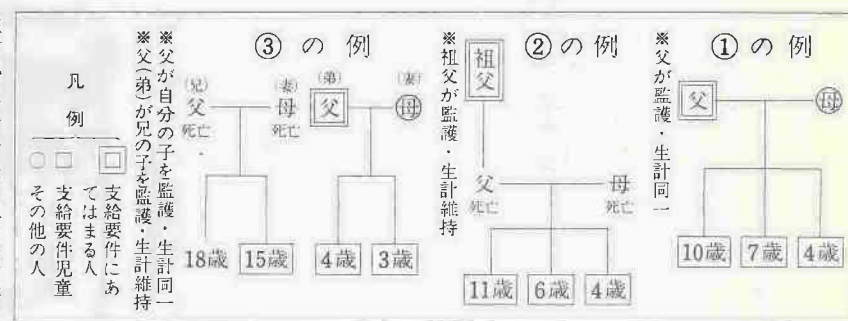
ことしの一月から発足した児童手当制度の内容は、昨年の十月二十五日号および十一月二十五日号の広報川越にも掲載しましたが、その後児童手当を受けられる資格を得た方もいると思えますので、ここに再度この制度の概要をお知らせします。

受給資格

国内に住所がある日本人で、十八歳未満の児童三人以上（そのうち一人が昭和四十二年一月二日以後）に該当する方が受給できます。



なお、現在お子さんが二人の方も三人目のお子さんが出生し、前項の①②③に該当する場合には、児童手当の受給資格が生じますので、認定請求を忘れずに申請しましょう。



また、養育者の昭和四十五年分の所得が下の表の限度額以内であることも必要です。

区 分	所得の金額(限度額)
0人	1,046,000円
1人	1,161,000
2人	1,276,000
3人	1,391,000
4人	1,506,000
5人	1,621,000
6人	1,736,000
7人	1,851,000
8人	1,966,000
9人以上	1人増すごとに115,000円を加えた額

物価統制令が廃止に

米の配給制度も変更

昭和四十七年四月一日から、消費者米価に対する物価統制令の適用が廃止されることになり、お米の配給制度も次のようになります。

これまで、米の配給はいくらで売ってもよい「自主流通米」と十キログラム千五百十円以下で売らなければいけない「管理米(配給米)」の二本立てになっていました。しかし、価格を統制していたのでは味のよい米も、良くない米も価格が同じになってしまい、米の品質向上につながらないという問題がありました。

そこで、このたび管理米についても、価格統制をはずし、消費者の要望する品質に応じた価額で、お米が販売できるようにしたものです。

この結果お米の配給品目は、次のように改められます。

従来の品目	改正後の品目
内地米	↓内地米
自主流通米(うるち米)	↓徳用上米
徳用上米	↓徳用米
自主流通米(もち米)	↓もち米

価格はこれまでの配給価格(十キログラム当り千五百十円以下)で販売します。

また徳用上米は、いままでどおり県の指定する大型精米工場で袋詰包装し、十キログラム当り千二百五十円で、徳用米は十キログラム当り千二百五十円で販売されますからご利用ください。

正しく表示されたお米なら安心してす

内地米の袋詰米穀には、一定の表示がされるようになりました。これは、消費者がお米を自由に選択して買えるよう、袋詰(密封されたもの)された米穀には、配給品目、量目、価格、内容、製造したという精工工場名(店頭精米の場合を除く)、販売業者名住所、電話番号、検定済マーク等を正しく表示するようにしています。

下水道部下水道課

下水道は、新しいまちづくりの基盤としてあるいは、工場排水などの水質公害を守る上での担い手として欠くことのできないたいせつな施設です。しかし、ほかの公共施設にくらべると、



下水道の仕事を行なっていくのに必要な予算や国・県の補助金、起債などのための仕事をしていきます。

正かつ円滑に行なうため、指命委員会が入札の業者を選定し通知を行なっています。また、指命業者の入札で一番安い見積りをした業者と、請負の契約を結びます。

価格統制がはずされても、お米の販売をだれでもできるということではありません。

お米は、従来どおり、次の看板のある登録店で買います。

標準価格米販米店
埼玉県登録店

品質の保証されたお米
埼玉県登録
小袋詰米穀取扱店

お米は登録店で

川越電報電話局では、急増する市内の電話需要に一日も早く応じるため、このほど鴨田地区に小型電話交換局を開設し三月十七日午後三時から業務を開始しました。

これに伴って、大字鴨田、大字石田本郷、大字伊佐沼、大字中老袋、大字下老袋、大字寺井、大字東本宿、大字菅間、大字鹿

小型交換局の新設

電話番号が一部変更

川越電報電話局では、急増する市内の電話需要に一日も早く応じるため、このほど鴨田地区に小型電話交換局を開設し三月十七日午後三時から業務を開始しました。

これに伴って、大字鴨田、大字石田本郷、大字伊佐沼、大字中老袋、大字下老袋、大字寺井、大字東本宿、大字菅間、大字鹿

四月は家出の多い季節

未然防止は親子の対話で

進学や就職の時期に当たる四月は、希望に満ちた月である反面、新しい環境になじめなかったり、受験に失敗したりした少年たちの家出がふえる時期です。

市は福祉事務所では、ちえの遅れた未就学のお子さんを対象に、毎週月曜日南公民館で特殊指導をしています。四月からの指導をうけたいお子さんを、若手募集しています。指導ご希望の方は、福祉事務所へお申し込み：四月五日(水)までに市福祉事務所(☎三二一四一五〇)内線一〇一へ。

ちえ遅れのお子さんを

グループ指導

市は福祉事務所では、ちえの遅れた未就学のお子さんを対象に、毎週月曜日南公民館で特殊指導をしています。四月からの指導をうけたいお子さんを、若手募集しています。指導ご希望の方は、福祉事務所へお申し込み：四月五日(水)までに市福祉事務所(☎三二一四一五〇)内線一〇一へ。

4月中市民会館催し予定

(47.3.10現在ホールのみ)

日	催し物	入場方法	主催者
1(出)	バレエ発表会(サヨナラ公演)	無料	港区赤坂 袴田夏代
2(日)	ピアノ・エレクトーン発表会	*	栗原 楽器店
3(月)	ピアノ発表会	*	福岡町 宮本和美
5(火)	新任教員研修会	関係者	入間教育事務所
6(水)	国際商科大学入学式	*	国際商科大学
7(出)	公開放送「8時だヨ全員集合」	整理券	東京放送(TBS)
9(日)	ピアノ発表会	無料	福岡町 高橋紀子
10(月)	城西大学付属川越高校入学式	関係者	城西大学付属川越高校
13(水)	危険物取扱者試験準備講習会	*	川越市消防本部
14(木)	新入生歓迎会	*	川越高校
15(出)	ピアノ発表会	無料	仲町 岡野三佳子
16(日)	尾崎紀世彦ショー	会員制	民主音楽協会
17(月)	坂本博・森田克子リサイタル	*	川越 労音
19(水)	新任教員研修会	関係者	入間教育事務所
20(木)	新入生歓迎会	*	川越高校
22(出)	"72川越フォーク&ロック音楽祭"	会員制	川越 労音
23(日)	ピアノ発表会	無料	中原町 河野絵美
26(水)	ロッテ歌のアルバム	整理券	東京放送(TBS)
28(金)	赤い鳥	会員制	埼玉音楽文化協会
29(出)	ふたば会音楽会	無料	南通町 岡野岩雄
30(日)	ピアノ発表会	*	的場 平林見和子

*お問い合わせは市民会館(☎22-4678)へ。
 *主催者の通台により一部変更になる場合もあります。
 ~~~ 毎週火曜日は休館日です ~~~

### 入場整理券をさしあげます

テレビ公開放送の入場整理券を、次の日時に市民会館で先着順にさしあげます。

- 4月5日(水)午前9時から…「8時だヨ全員集合」
- 4月22日(土)午前9時から…「ロッテ歌のアルバム」

たはもよりの各出張所へお申し込みください。(電話でも結構です)  
 ○その他：申込みされた方には、後日検診通知を郵送します。  
 ※くわしくは、市役所衛生課子防係(☎三二四五〇)へお尋ねください。

### 埼玉県消費生活

#### モニター募集

県では、消費生活のさまざまな問題について消費者の皆さまから意見、要望等を聞き県民生活の改善向上に役立てるために、昭和四十七年度消費生活モニターを広く県民から募集します。

- ▲資格：(1)二十歳以上の女性、(2)県内に居住する方、(3)モニター会議、研修会等に単身出席できる方、(4)他の消費生活モニターに委嘱されていない方、(5)原則として、当モニターに二年以上委嘱された方を除きます。

▲募集人員：二百人  
 ▲任期：昭和四十七年四月～昭和四十八年三月三十一日

和四十八年三月三十一日  
 ▲申込み期限：昭和四十七年四月一日まで

▲モニターの仕事：(1)アンケート調査に回答すること(年五回程度)、(2)消費者物価の状況につき随時に報告すること、(3)消費生活上の問題について意見、要望等を提出すること、(4)モニター会議、研修会等に出席すること(年一回程度)

▲謝礼：年間謝礼三千円のほか会議、研修会等に出席した場合は旅費を支払います。  
 ▲申込み先：埼玉県県民生活消費生活課(浦和市高砂三二一五―一郵便番号三三六)へ郵送または直接提出してください。



おしらせ

▲申込み紙の配布場所：川越地方県民室(川越市新宿町一―一)、川越消費生活センター(川越市松江町二―一八)  
 ▲採用通知：選考のうえ合否につき直接本人あて通知します。  
 ※くわしくは、埼玉県県民生活消費生活課(☎〇四八八―二二―一八八―一内線八六―七番)か川越地方県民室(☎〇四九二―四二―六四二八)へ。

### 消費生活

#### 一日教室(四月)

○ところ：川越消費生活センター(川越市松江町二―一八)  
 ○受講料：無料  
 ○申込み：川越消費生活センターか市役所商工観光課へお申し込みください。(手紙・電話でも受け付けます)

| 日        | テーマ       | 講師                |
|----------|-----------|-------------------|
| 4月6日(木)  | くらしと計量    | 埼玉県計量検定所長 田沼 沼    |
| 4月13日(木) | お菓子       | 消費生活コンサルタント 山崎 芳子 |
| 4月20日(木) | 子どものおこづかい | 消費生活コンサルタント 宮田 和子 |
| 4月27日(木) | 下着の知識     | 消費生活コンサルタント 上中 陽子 |

\*時間はいずれも午後1時30分～4時までです。

### 胃の集団検診をお受けください

市では、ガン予防対策として、胃の集団検診を行ないます。多数のお受けください。  
 ○とき：五月上旬  
 ○申込み：胃の集団検診希望者は三月末日までに市役所衛生課まで

### 南公民館

#### グループ学習へどうぞ

※4月1日から申込みを受け付けます。くわしくは南公民館(☎43-0038)へ。

| 種別            | 曜日と時間               | 指導      | 会費     | 内容                                      |
|---------------|---------------------|---------|--------|-----------------------------------------|
| 体操教室          | 毎週水曜日 午後1.00～3.00   | 諸田 芳子   | 月額800円 | 美容と健康体操実技実習、栄養学など指導                     |
| 女性囲碁教室        | 毎週水曜日 午後1.30～3.30   | 岩沢 直    | 月額500円 | 初心者向定石布石実戦指導                            |
| 書道教室          | 毎週木曜日 午後7.00～9.00   | 中村 幽香   | "      | 書の実技実習と指導、書道史、見学、作品展など                  |
| 絵画教室(パレットクラブ) | 毎週木曜日 午後7.00～9.00   | 新構造社 会員 | "      | 油絵の実技実習と指導、スケッチ旅行、作品展など                 |
| コーラス教室        | 毎週金曜日 午後6.30～8.30   | 熊谷 高三   | 月額250円 | 混声コーラス実習と指導、ハイキング、発表会など                 |
| 民謡教室          | 毎週土曜日 午後7.00～9.00   | 大竹 峰声   | 月額500円 | 民謡の実習指導 民謡研究旅行、発表会など                    |
| 日本画教室         | 第2・4日曜日 午後2.00～5.00 | 小林 正路   | "      | 水彩画の実技実習と指導、スケッチ旅行、作品展など                |
| 短歌通信教室        | 3首以内 月2回投稿          | 清水 輝行   | 月額200円 | 短歌の添削、批評等通信により行なう。なお、歌会隔月開催(10日、30日締切り) |

### 南公民館活花教室 第三期受講者募集

○とき：四月七日(金)～六月二十三日(金)までの毎週金曜日、午前十時から(希望により以後継続受講できます)  
 ○ところ：南公民館  
 ○費用：雑費月三百円(三カ月分前納)、教材花代一回二百円(一カ月四回分前納)  
 ○指導：安達瞳子セミナー 荒木 益江氏  
 ○定員：二十人(定員になり次第締切ります)  
 ○申込み：四月五日(水)までに費用を添えて南公民館へ。

### 人口のうごき

|        |          |                     |
|--------|----------|---------------------|
| 人口     | 182,906人 | (前年同期-----172,300人) |
| 男      | 92,952人  |                     |
| 女      | 89,954人  |                     |
| 前年比    | 700人増    |                     |
| 世帯数    | 52,507世帯 |                     |
| 転入     | 1,138人   | 転出 769人             |
| 出生     | 409人     | 死亡 78人              |
| 3月1日現在 |          |                     |

○その他：花器、剣山は用意してありますのでハサミ、筆記用具はご持参ください。  
 ※くわしくは、南公民館へ。

昭和三十一年六月十日第三種郵便物認可  
 月二回(十日、二十五日)発行(一部四回)

とじて保存しましょう。いつかお役にたつこともあると思います。

発行所 川越市役所  
 川越市元町二丁目二番地(三三三)